

# 公益社団法人東京都教職員互助会『退職教職員等ボランティア事業』実施要綱（抜粋）

## 1 目的

公益社団法人東京都教職員互助会（以下「互助会」という。）が実施する退職教職員等ボランティア（以下「ボランティア」という。）事業に退職教職員等を登録し、必要とする学校等に紹介することを通して、長年培ってきた専門能力、特技、教養、社会経験等を社会貢献活動等に結びつけ、少子高齢化時代の活性化に寄与するとともに、退職教職員等の生きがいと健康づくりを支援することを目的とする。

## 2 活動分野

分 野	活 動 例
学校教育支援分野	学校教育補助活動、部活動、教育相談、カウンセラーなど
生涯学習活動支援分野	市民講座講師、教養・カルチャー講座指導員など
介護学習支援分野	被介護者へのリハビリ指導、生きがい支援など
ボランティア活動支援分野	被災学校への派遣、被災地での教育相談など
地域活動等支援分野	子ども会への付き添い、里山体験指導員など
国際貢献活動支援分野	日本語指導、教育支援活動など
その他の分野	上記に属さない分野

## 3 登録対象者

退職教職員等で、この事業に賛同する者。

## 4 募集及び登録方法

- (1) 互助会は、互助会報「ふれあい」、互助会ホームページ等で事業の周知に努める。
- (2) 登録を希望するものは、別紙様式1により応募する。
- (3) ボランティアは活動を開始するにあたって、ボランティア保険に加入する。保険加入にかかる経費は事務局が負担する。

## 5 報酬等

- (1) 必要に応じてボランティア実施者は、別途定める基準で実費弁償相当額等の支払いを受けることができる。
- (2) 依頼者（教育委員会等）から有償の申し出があった場合は、それを妨げるものではない。

## 6 個人情報の取扱いと互助会の役割

- (1) ボランティアは、提出した個人情報の一部又は全部を、外部に提供することについて承諾する。
- (2) 応募のあったボランティアの情報は、互助会において管理し、事業の実施に必要な場合の他には、閲覧等外部に提供することは原則として行わない。

## 7 登録期間及び更新

- (1) ボランティアの登録期間は、原則として3年目を迎えた最初の3月31日までとする。
- (2) 登録者からの申し出がない限り、(1)で定めた期間は毎年度の自動更新とする。
- (3) 登録内容に変更がある場合、登録者は「ボランティア登録変更届出書」別紙様式6を提出する。
- (4) 登録の取下げを希望するものは、「ボランティア登録取下げ書」別紙様式7を提出する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。